

鹿児島県令和5年度クリーニング師試験実施要領

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

ア 日時 令和5年11月12日（日） 午前10時20分から

イ 場所 サンエールかごしま（鹿児島市荒田一丁目4番1号）

(2) 実地試験

ア 日時 令和5年11月12日（日） 午後1時から

イ 場所 鹿児島県クリーニング会館（鹿児島市高麗町27番22号）

2 試験科目

(1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能（繊維選別、薬品鑑別及び仕上げ）

3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了をした者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手数料

7,200円

5 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 受験資格を有することを証明する書類

エ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

写真は履歴書に貼り付けずに、1枚を提出すること。

注 提出書類が写しである場合又は受験願書と卒業証書等の氏名が異なる場合は、書類提出先の担当職員に原本、戸籍抄本等を提示し、当該提出書類に原本又は本人と相違ない旨の記載と確認印を受けること。

(2) 提出書類等の提出先

ア 県内に居住する者

受験希望者の居住地を管轄する保健所（指宿保健所の管轄する区域に居住する者
にあっては加世田保健所，出水保健所の管轄区域にあっては川薩保健所，大口保健
所の管轄区域にあっては始良保健所，志布志保健所の管轄区域にあっては鹿屋保健
所）

イ 県外に居住する者

鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課

（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）

(3) 受験手数料の納付方法

受験願書提出の際，鹿児島県収入証紙により納付すること。ただし，県外居住の受
験希望者で郵便により受験願書を提出するものにあつては，現金を当該郵便に同封す
ることで鹿児島県収入証紙に代えることができる。

なお，提出書類等を受理した後は，受験手数料は返還しない。

6 提出書類等の受付期間及び受付時間

(1) 受付期間

令和5年9月1日（金）から同月29日（金）まで（県の休日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

なお，郵送の場合は，令和5年9月29日の消印のあるものまで受け付ける。

7 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は，鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課及び各保健所（指宿保健所，
出水保健所，大口保健所及び志布志保健所を除く。）において交付する。

なお，同用紙を郵便により請求するときは，宛先及び郵便番号を明記し，120円分の
切手を貼った返信用封筒（縦33.2センチメートル，横24センチメートル（角形2号））
を同封すること。

8 合格者の発表

合格者に対し，郵便により通知して行う。

9 その他

(1) 試験に関する照会は，鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（電話：099-286-2784）

又は各保健所（指宿保健所，出水保健所，大口保健所及び志布志保健所を除く。）に
対して行うこと。

(2) 書類提出上の注意

ア 住所は，詳細に記入すること。

イ 本籍地都道府県名，氏名及び生年月日は，戸籍記載のとおり記入すること。

ウ 提出書類等を郵送する場合は，必ず書留郵便（現金を同封する場合にあつては，
現金書留郵便）によるものとし，その表に「クリーニング師試験受験願書在中」と
朱書すること。